

グリーン調達基準書

F3022

フォスター電機株式会社

Foster Electric Company Limited

《グリーン調達基準書》

主管部門 : 製造本部資材部
 審議機関 : 製造本部資材部
 管理責任者 : 製造本部資材部 金 愛蓮
 最終承認者 : 製造本部資材部門長 坂本 信義

＜変更・改版履歴＞

版数	発行日	変更・改定内容等	承認者
初版	2008.08.01	F3012:グリーン調達ガイドラインを廃止し、本手順書により初版発行	NAN
2版	2009.06.05	全文見直し（省資源・環境への取組項目追加）	MRT
3版	2010.05.24	H1002環境負荷物質管理標準Section II (第17版)対応	MRT
4版	2010.09.07	顧客要求指定原材料範囲の変更内容を追記	MRT
5版	2011.05.20	H1002環境負荷物質管理標準Section II (第19版)対応	KNA
6版	2011.12.20	H1002環境負荷物質管理標準Section II (第20版)対応	DNG
7版	2012.05.08	H1002環境負荷物質管理標準Section II (第21版)対応	KHM
8版	2013.04.17	H1002環境負荷物質管理標準Section II (第22版)対応	KHM
9版	2014.05.16	H1002環境負荷物質管理標準Section II (第23版)対応	TNI
10版	2015.09.07	H1002環境負荷物質管理標準Section II (第24版)対応	TNI
11版	2017.04.26	業務進捗による改版	TNI
12版	2021.11.30	環境憲章・環境方針変更に伴う改版	YGS
13版	2025.09.30	環境憲章とマテリアリティの見直しに伴う改版	SKN

(配布先) :

FHグループ資材部門

FSグループ資材部門

FVグループ資材部門

目 次

I. はじめに	2
II. フォスター調達方針	3
III. フォスター環境方針	3
IV. お取引様へのお願い事項	4
1. 環境関連法令の順守	4
2. 環境マネジメントシステムの構築に関するお願い	4
3. 活動についての環境配慮のお願い	4
4. 環境負荷物質管理に関するお願い	5～7

I. はじめに

フォスターグループは、企業理念に基づき、音響業界のグローバル企業として「未来社会に音で貢献する」というミッションを掲げ、企業活動と環境との調和を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。その実現に向け、ESG(環境・社会・ガバナンス)の側面を重視した経営に取り組んでいます。とりわけ環境に関しては、昨今の国内外の動向を踏まえ、「気候変動への対応」と「資源循環型社会の実現への貢献による地球生態系保全」の2つの重要項目を掲げ、「中期環境目標 2025-2027」を策定しました。これらの活動を通じて、環境負荷の低減に積極的に取り組んでいきます。

中期環境目標2025-2027

マテリアリティ項目	目標 (2025年4月-2028年3月)
 気候変動への対応	気候変動に対するレジリエンス向上
	温室効果ガス排出量の削減
	エネルギー使用の効率化と再生可能エネルギー利用の促進
 資源循環型社会の実現への 貢献による地球生態系保全	サーキュラーエコノミーの実現
	各国の環境法規制への対応と環境負荷の低減
	自然生態系の保護と回復

フォスターグループの環境に対する考え方をご理解いただくとともに、お取引先様との協働活動による環境に配慮した活動と資材の購入に努めて参ります。

なお、本基準書は、「フォスターグループサプライヤーサステナビリティ行動規範」の環境に関する項目について、お取引先様にお願いしたい事項をまとめたものになります。「フォスターグループサプライヤーサステナビリティ行動規範」も併せてご参照ください。

グリーン調達活動は、お取引先様のご理解・ご協力なくしては、非常に困難であり、十分な効果を得ることができません。お取引先様におかれましては、末永くフォスターグループのグリーン調達活動へのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

フォスター電機株式会社
製造本部 資材部

II. フォスター資材調達基本方針

資材調達基本方針

「すべてのお取引先様に対して誠実な対応をいたします」

1. 法令順守

事業活動国、地域における法令・規則を遵守し、社会倫理に従って購買業務を行います。法令・社会倫理に反する贈答・接待は一切お受けしません。

2. 公正・公平

すべての企業に対して門戸開放と公平な機会を提供し合理的な基準に基づいて公正にお取引先様を評価選定します。

3. サステナブル調達

国際規範・社会規範・企業倫理を順守し、社会的責任を果たす調達活動をお取引先様と共に推進します。

4. パートナースhip

お取引先様との相互理解の深化と信頼関係の構築に努めます。

5. 機密保護

お取引上、知り得た機密情報については、厳格な管理を実施します。

III. フォスター環境方針

フォスター グループ環境理念及び環境方針

環境理念

フォスターグループは、音響業界のグローバル企業として“未来社会に音で貢献する”をミッションに掲げた活動と環境との調和を最重要課題の一つとして、企業活動の全域で、持続可能な社会の実現に貢献します。

環境方針

前文

フォスターグループは、製品のライフサイクルにおいて、環境と調和するテクノロジーの追求により、気候変動への対応、資源循環型社会の実現への貢献による地球生態系保全に向けて、一人一人が、環境へのやさしさを優先して行動します。

1. 環境マネジメントシステムの継続的改善、及びステークホルダーとの積極的なコミュニケーションと連携により持続可能な社会の実現に貢献します。
2. 気候変動への対応に向け、原材料の調達から製造、輸送、販売、廃棄を含む全体で CO₂ 排出削減、再生可能エネルギーの利用促進に取り組みます。
3. グループ全体の活動及び製品開発において資源の有効活用を推進し、廃棄物削減に努めます。加えて製造工程における水資源の適正な使用に取り組みます。
4. 生物多様性の保全に配慮した活動の推進、及び化学物質管理による汚染予防・環境負荷低減に努めます。
5. グループ全体の活動に関連する国内外の環境法規制及びその他要求事項を順守します。
6. グループの活動に携わる人々への環境活動の啓蒙や従業員への教育を通じて環境活動を実践できる人財を育成します。

(1993 年 7 月制定、2025 年 7 月改訂)

IV.お取引様へのお願い事項

1. 環境関連法令の順守

事業活動に関わる各国の環境法規制・規範を順守いただくとともに、弊社の「環境負荷物質管理標準 H1002 Section II」の順守をお願いいたします。

2. 環境マネジメントシステムの構築に関するお願い

ISO14001外部認証取得を基本とした環境マネジメントシステムの構築をお願いいたします。既に構築済みの場合は、運用の維持、レベルアップ、更新をお願いいたします。

認証取得が困難な場合も、ISO14001規格の要求事項に基づいた環境マネジメントシステムの構築をお願いいたします。引き続きISO14001の認証取得に向けた努力をお願いいたします。

3. 活動についての環境配慮のお願い

フォスター電機では、サプライチェーンを通じた環境負荷の削減に取り組んでまいります。お取引様に環境負荷削減に関する情報の提供をお願いする場合がございますが、その際にはご協力をお願いいたします。

(1) 気候変動への取り組み

フォスターグループでは、温室効果ガス排出量の削減を環境における重要課題のひとつとして位置づけ、「中長期CO₂削減目標」を掲げ、削減活動に取り組んでいます。

CO₂排出量削減目標

	2030年 中期削減目標	2050年 長期削減目標
Scope 1、2	2030年までに2018年度比で50%削減	2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す
Scope 3	2030年までに2018年度比で15%削減	

温室効果ガス排出量の削減にはバリューチェーン全体で取り組むことが大切であると考えています。お取引先様におかれましても、CO₂排出量削減目標の設定と省エネ活動や再生可能エネルギー利用などの削減活動の推進をお願いいたします。また、お取引先様のCO₂排出量を把握するため、調査を依頼いたします。

(2) 資源循環への取り組み

・ 資源循環・廃棄物の削減

フォスターグループでは、製造工程の改善等による廃棄物の削減に取り組んでいます。お取引様におかれましても、事業活動に関わる各国の廃棄物及びリサイクルに関する法令を順守するとともに、資源の有効利用を通して、廃棄物の最終処分量削減の推進をお願いいたします。

・ 水資源の適正な管理

フォスターグループでは、製造工程で使用する水にリサイクルを推進した水使用量の削減と、法令を順守した給水、排水、使用量の適正な管理に取り組んでいます。お取引様におかれましても、事業活動に関わる各国の水に関する法令を順守するとともに、水災害の発生リスクや水資源不足、汚染のリスクに備え、給水、排水、使用量の適正な管理の実施をお願いいたします。

(3) 生物多様性への取り組み

フォスターグループでは、生物多様性の保全に配慮した活動の推進を環境方針に掲げて生物多様性に配慮した取り組みを実施しています。お取引先様におかれましても、製品、及び事業活動における生物多様性に配慮した取り組みをお願いいたします。

4. 環境負荷物質管理に関するお願い

フォスターグループは環境化学物質管理の一環として、原材料の調達から、製造、使用、廃棄までの製品のライフサイクル全体を考慮に入れながら、製品の環境に与える影響を把握し、より環境に負荷の少ない製品を供給する事を目指しています。

(1) 基本的な考え方

- ー当社では、規定「環境負荷物質管理標準 H1002 Section II」で定める基準に従い、納入する部品・材料において禁止物質の使用、混入による含有は認められません。基準/閾値レベルの考え方につきましては、同様に当基準により運用しております。
- ー部品等に含有する化学物質の管理、弊社製品の法令遵守、顧客要求の確保は、取引先様から提出して頂く資料により行います。
- ーこの基準書に定められていない、関連法令、及び弊社顧客の要求については、取引先様に個別に依頼いたします。
- ー生命・安全に直接関連する分野、代替技術が無いもの、及び信頼性に問題が生じる場合は、弊社が指定したものに限り、この基準書の適用対象外といたします。

(2) 適用範囲

フォスター電機株式会社及び関連会社が調達する部品、材料、その他の物品に適用します。詳細は「環境負荷物質管理標準 H1002 Section II」の最新版を参照してください。適用外の扱いをする場合は、必要時に別途連絡いたします。

(3) 用語の定義

「環境負荷物質管理標準 H1002 Section II」の「用語の定義」項を参照してください。

(4) 運用

① 運用方法の基本

- ー弊社のグリーン調達活動はこの基準書に従って部品等に含まれる化学物質の管理を行います。
- ー実施にあたっては、弊社との取引基本契約書(含む付属契約書)の締結、または契約に類するもの、納入仕様書(それに準ずる仕様書)の取り交わしを原則といたします。
- ー取引先様から提出して頂く各種の報告書、証明書、資料等により、弊社製品の遵法性、及び顧客要求を満足していることを確認いたします。
- ーこの管理基準は国内外の関連法令、及び弊社顧客の要求を満足する事を基本として作成されていますが、全ての関連法令、顧客要求が盛り込まれているものではありません。
- ー従って、この管理基準に定められていない事項は特別な要求として個別に対処し、取引先様に報告書、証明書、資料等の提出をお願いいたします。

一この基準書及び「環境負荷物質管理標準 H1002 Section II」に定める使用禁止化学物質の許容濃度は、現在の技術水準、及び多くの顧客が要求する水準で設定していますが、さらに厳しい許容濃度を要求する顧客へは個別に対処し、取引先様に報告書、証明書、資料等の提出をお願いいたします。

一環境管理物質

この管理要領で定めた使用禁止化学物質・管理化学物質は「環境負荷物質管理標準 H1002 Section II」にて提示いたします。

② 源流管理

弊社への製品含有化学物質管理の確認と保証の為、サプライチェーンの源流管理をお願いいたします。

③ 変更管理について

貴社及び貴社取引先において次の変更が生じる場合は、変更前に弊社購買担当部門に対し文書にて報告し、承認を得るようお願いいたします。

一報告、承認の対象となる事項

- ・ 部品等の購入先、加工先を変更する場合
- ・ 生産国、生産場所を変更または追加する場合
- ・ 素材、材料を変更する場合
- ・ 二次処理(印刷、塗装、めっき等)を変更する場合
- ・ 部品等の製造方法を変更する場合
- ・ 含有化学物質の変更が行われた場合

一変更管理報告書の書式

- ・ 取引先様書式にて申請願います。

④ 異常発生時、不適合発生時について

貴社及び貴社取引先で製品含有化学物質管理に関する異常や不適合が発生した場合、適切な処置を行い、貴社製品の納入先の弊社購買担当部門に対し、速やかに報告願います。

⑤ 汚染回避について

弊社の部品等の製造(反応、合成、接合、混練、成形、組立て等)では、同一室内及び同一設備で、この基準書で定めた使用禁止化学物質の使用は禁止いたします。やむを得ず同一室内で使用する場合は混入及び汚染の回避対策を定め、確実に実施願います。また、取引先様の製造工程で部品等に直接触れ、汚染の可能性がある金型、治工具、機械設備、及び副資材等には汚染の危険を回避するため、この基準書で定める使用禁止化学物質を含有する材料は使用しないでください。

⑥ 情報の開示

提出頂いた資料は、弊社顧客への環境調査の回答に一部または全部を開示する可能性があります。なお、取引先様の企業秘密に関係する事項については、個別にご相談いたしますので、弊社調査窓口までご連絡ください。

⑦ 管理基準書に規定されていない要求について弊社顧客より、この管理基準に規定されていない化学物質や、詳細な調査依頼については、別途個別に調査を依頼いたします。

⑧ 新規規制化学物質の調査について

法規制等の改訂・追加などで新たに規制される化学物質で、調査が必要となった場合は、別途調査を依頼いたします。また、政府・行政機関より化学物質に関する調査依頼が行われた場合も、別途調査を依頼いたします。

⑨ 受入検査の管理について

弊社は、取引先様から納入される部品等について、適時国内または海外事業所にて受入検査を実施しております。受入検査の管理基準を超える測定値が確認された場合は、弊社担当部門から調査・確認を依頼いたしますので、迅速にご対応願います。受入検査の管理基準は、弊社顧客要求により異なる場合がありますので、ご了承ください。

(5) 提出依頼資料関係

弊社のグリーン調達は、取引先様より提出(入力)していただく関連資料により、弊社顧客に対し製品含有化学物質管理がおこなわれていることを証明することで成立しています。必要書類は、指定された納期を守って速やかに提出願います。提出資料の詳細は「環境負荷物質管理標準 H1002 Section II」の最新版を参照してください。尚、提出していただいた資料情報の真偽を含む責任は製造元が負うこととなりますので、ご承知おきください。

ー提出資料の送付方法

提出資料の送付は原則としてWeb入力(IMDS)、その他の資料は電子データの使用をお願いいたします。

電子データでの不使用証明書、分析レポートなど、提出する資料はできる限りPDFファイルを使用してください。

また多数の類似品種を列記する場合は弊社品番(6桁)との対比表の添付をお願いいたします。

ー資料の提出先

IMDS 成分情報は、Web入力(IMDS/ フォスター-ID(96208))、その他の場合は、依頼した要求元をお願いいたします。同一部材に対して他の弊社グループ会社や複数の拠点より、同様の調査依頼があった場合も個別に対応をお願いいたします。